第四十八条を第四十九条とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供）

第四十八条　前三条の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第四十五条第一項第四号中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、同条第三項及び第四十六条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項」と、「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、同条第三項第一号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と、前条第一項中「第二十三条第一項第四号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項第四号」と、同項第二号中「第二十一条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号」と、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第二十三条第三項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百三十四号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月十三日

総務大臣　山本　早苗

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第四百一号）の一部を次のように改正する。

第1中「第19条第7号」の下に「又は第8号」を加える。

第2の1中「第23条第3項」の下に「（法第26条において準用する場合を含む。）」を、「第19条第7号」の下に「又は第8号」を加える。

第2の2中「に規定する情報照会者」の下に「（同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。以下同じ。）」を、「情報提供者」の下に「（同条第8号に規定する条例事務関係情報提供者を含む。以下同じ。）」を加える。

第2の3中「第24条」の下に「（法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第3の5(1)イ中「及び他の行政機関」の下に「の長」を加える。

第7の1(7)中「電子計算機」の下に「と」を加える。

第8の2(2)中「第22条第1項」の下に「（法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第8の3中「第19条第7号」の下に「又は第8号」を加える。

第8の5(1)中「第19条第7号」の下に「又は第8号」を「第21条第2項各号」の下に「（法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第8の5(2)中「第19条第7号」の下に「又は第8号」を加える。

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省告示第四百三十五号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、行政手続による特定個人情報の提供等に関する省令第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める事項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月十三日

総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める事項（平成二十七年総務省告示第四百二号）の一部を次のように改正する。

1中「第44条第2項第5号」の下に「（省令第44条第3項において準用する場合を含む。）」を、「第46条第3項第2号」の下に「（これらの規定を省令第48条において準用する場合を含む。）」を、「第19条第7号」の下に「又は第8号」を加える。

2中「第21条第2項」の下に「（法第26条において準用する場合を含む。）」を、「第45条第1項第4号」の下に「（省令第48条において準用する場合を含む。）」を加える。

3中「第47条第1項第3号」の下に「（省令第48条において準用する場合を含む。）」を加える。

3のア中「第19条第7号」の下に「又は第8号」を加える。

3のイ中「第21条第2項各号」の下に「（法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省告示第四百三十六号

個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十九年度の調査地域を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十二月十三日

総務大臣　山本　早苗

調査地域	都道府県名	市町村名	期間
北海道	北海道	札幌市	
		函館市	イ
		旭川市	ロ
		釧路市	ハ
		帯広市	ニ
		網走市	
		森町	
青森県	青森県	弘前市	
		黒石市	ニ
		十和田市	イ
		鰺ケ沢町	ホ
		鶴田町	ヘ
岩手県	岩手県	盛岡市	
		北上市	ホ
		久慈市	ヘ
宮城県	宮城県	仙台市	
		塩竈市	ホ
		白石市	ヘ
		加美町	
秋田県	秋田県	秋田市	イ
		能代市	ニ
		横手市	ハ
		大仙市	ロ